



都内の工事現場

# 「新・担い手3法」のポイントと建設労働組合の運動課題

全建総連賃金対策部長 長谷部 康幸



長谷部さん

## 長時間労働の是正を明確に 「適正工期」取り入れる

2019年6月、公共工品質確保促進法（品確法）、公共工事入札契約適正化法（入契法）、建設業法が改正され、「新・担い手3法」が成立しました。昨年4月施行の働き方改革関連法に基づき、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が2024年度から適用されますが、それを見据え、長時間労働の是正に向けた制度的な対応を措置することを明確にするため、「適正工期」の概念を取り入れたことが大きな特徴です。今回はこの新・担い手3法、特に建設業法の主な内容、建設労働組合としての運動課題などについて説明したいと思います。

### 請負契約の当事者は 平等な立場で合意

品確法（2019年6月施行）の改正で、調査・設計業務も対象に加えられました。主な特徴は以下の点です。

（1）第3条に、災害急対応策・復旧工事が迅速かつ円滑に実施される体制の整備、公共工事における請負契約の当事者が各々対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、適正な工期を定める公正な契約を締結し、公共工事等に從事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない、と追記がされました。

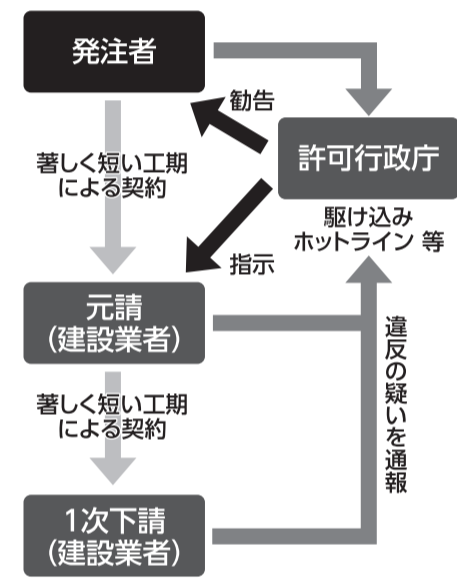
（2）第7条に、発注時期平準化のための繰越明許費・債務負担行為の活用、公共工事従事者の労働時間の適正確保、休日日数を考慮した適正な工期設定などが定められました。

（3）第8条に、工事実施者

システム（以下CCUS）の活用促進に向け、受発注者の取り組み連携を求めています。適正化指針を受け国はCCUSの利用環境の充実と向上に努めるとし、国や自治体などは公共工事の施工で利用を進めるよう努力するとしています。

品確法（2019年6月施行）の下請契約締結時、技能労働者等の賃金、労働条件その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結しなければならぬ、などが定められました。

（4）品確法基本方針の一部変更では、災害急急・復旧体制の整備を規定し、具体策として、緊急性に依り任意契約や指名競争入札の適切な選択などを盛り込みました。



## 工事施工しない日、時間に関し 書面への記載を課す

### 工期に関する基準(イメージ)

準備	施工			後片付けなど
	基礎工事	躯体工事	内装仕上げ工事	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶用地買収や建築確認、道路管理者との調整</li> <li>▶工事場所の周辺環境、近隣状況および規制など</li> <li>▶仮設工作物の設置、資材および機器の製作期間、調査、測量など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶地下水および地下埋設物の存在</li> <li>▶掘削土の搬出</li> <li>▶労働者や建設資材の投入量</li> <li>▶採用している工法と工期の関係を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶養生期間</li> <li>▶受電の時期</li> <li>▶設備の総合試運転調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶官公署の完了検査</li> <li>▶工事の完成検査</li> <li>▶仮設工作物の撤去、清掃など</li> </ul>	
<p>【その他考慮すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶過去の同種類工事の実績</li> <li>▶工事別の特性を考慮 (例) 新築工事: 地下水および地下埋設物の存在 改修工事: アスベスト除去工事 再開発工事: 保留床の処分時期</li> </ul>				

※特に設計変更が行なわれる場合には、工期の変更が認められないケースが多いため、重点的に確認

事象に関する情報の提供)、第24条の3(下請代金の支払)、第24条の5(不利益取扱いの禁止)、第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等)、第41条の2(建設資材製造業者等に対する警告及び命令等)です。

特に、請負契約における書面の記載事項の追加では、働き方改革促進のため、工事施工しない日、時間の定めをする時はその内容の書面記載を課し、注文者に対して、工事施工のため通常必要と認められる期間に比して、著しく短い期間を工期とする請負契約の禁止を定めました。

**違反には 著しい処分**

建設業者と請負契約を締結した発注者がこの規定に違反した場合、当該発注者に対して許可行政庁による警告、勧告に従わない時は公表することができることとされました。

（3）21年4月1日施行予定は、技術検定制度の見直し(第27条技術検定)です。

保、前工程の遅延等で見積り時から工期・工程の変更があった場合には、書面による変更契約の徹底をしていかなければなりません。

新・担い手3法を技能労働者の処遇改善につなげていくために、工事受発注を低単価・短工期ありきとせず、CCUSを活用した能力評価に応じた賃金基準、企業の施工能力・品質確保能力等の評価による適正な単価・工期設定等、建設業界の新しいルール作りを取り組んでいきたいと思います。

## 新しいルール作りのため 発注者・元請へ要求

全建総連が組合員を対象に実施した、2019年被災保険者報酬月額算定届による調査では、技能労働者の平均月収は34万7718円、月給制の割合は47.5%で、週休2日との回答は16.5%にとどまっています。建設業の健全な持続的発展には、技能労働者全体の処遇改善、1日8時間・週40時間労働(週休2日)

で、安定した生活ができる賃金・労働条件を現場で実現し、特に若年層入職確保には、月給制など安定的雇用を前提とする必要があります。

品確法・入契法改正では、公共工事での発注者・受注者の責務がより明確化されました。全ての公共現場で適正な工期、賃金・単価が確保されることで、民間工事へも波及

がされるよう、発注者・元請に要求することが重要です。建設業法改正では、「著しく短い工期の禁止」が定められますが、現場従事者からは依然として厳しい工期実態が寄せられています。全ての工程・職種で、適正な工期基準設定・工期確保を求めていく必要があります。

組合として、法定福利費明示の標準見積書作成の取り組みに加え、必要な工期・工程期間明示も周知し、休日が増加しても減収にならないための賃金・単価・必要経費の確